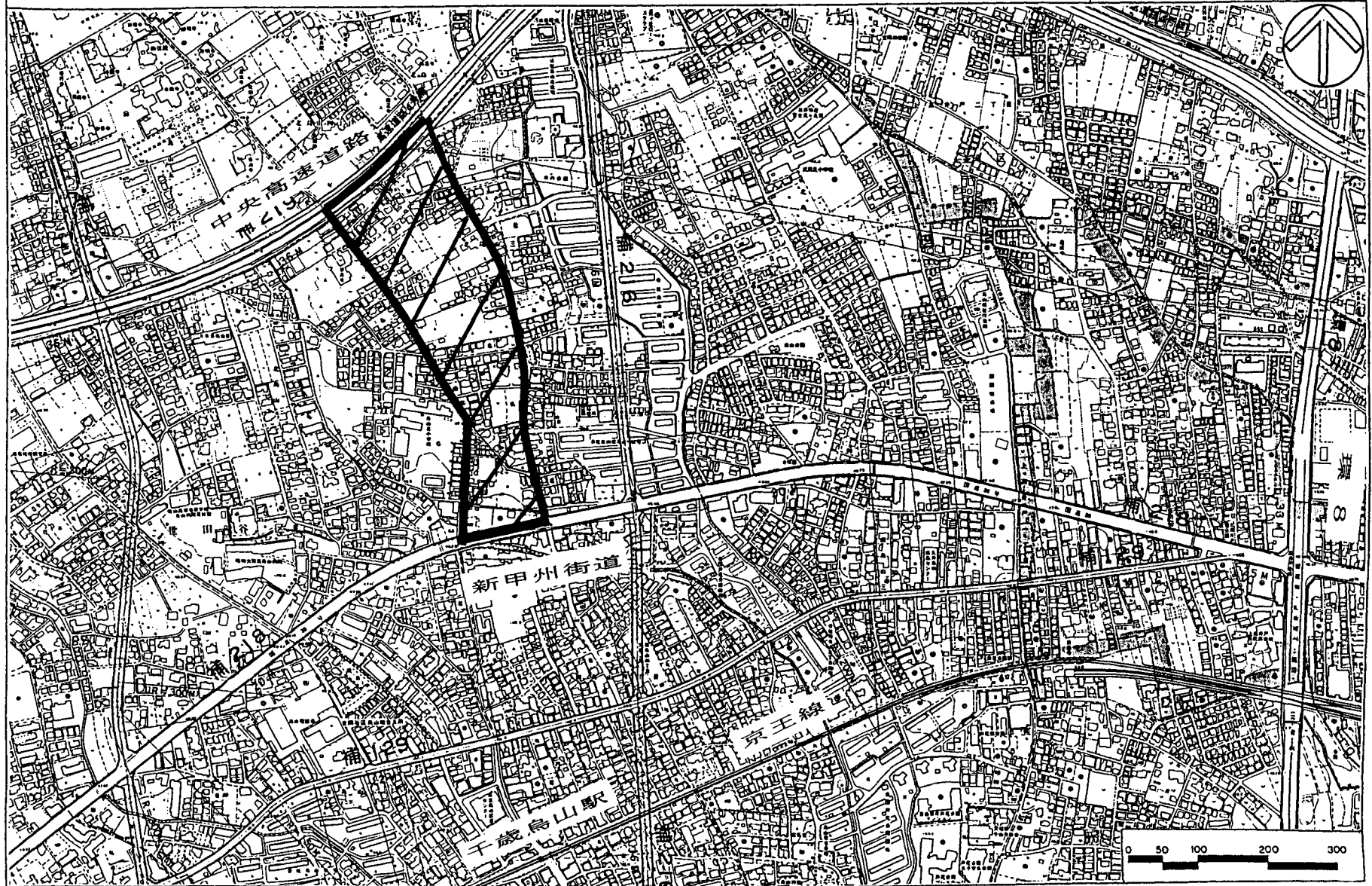
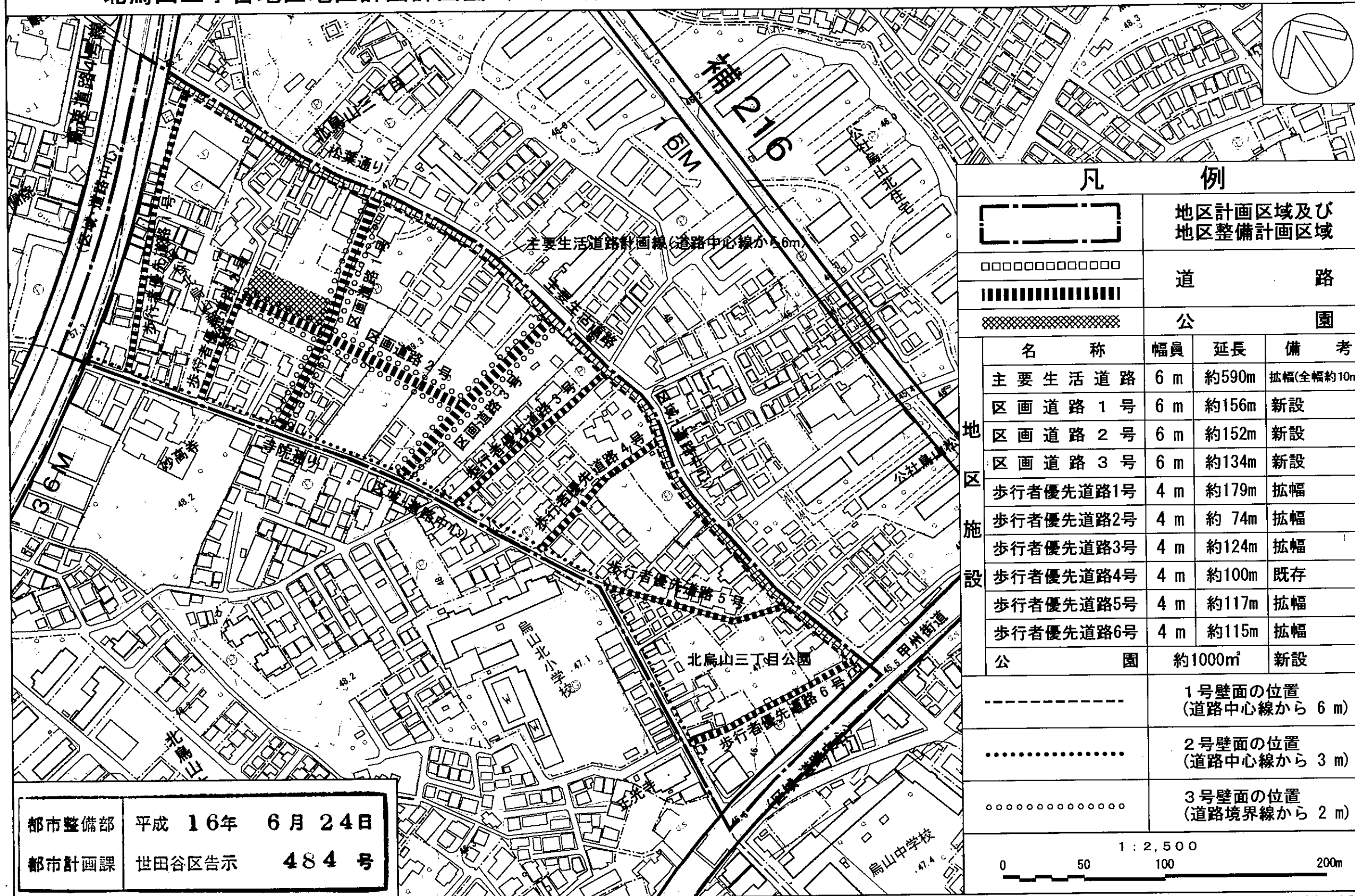


東京都市計画地区計画北烏山三丁目地区地区計画（世田谷区決定）位置図



東京都市計画地区計画
北烏山三丁目地区地区計画計画図(1) (世田谷区決定)

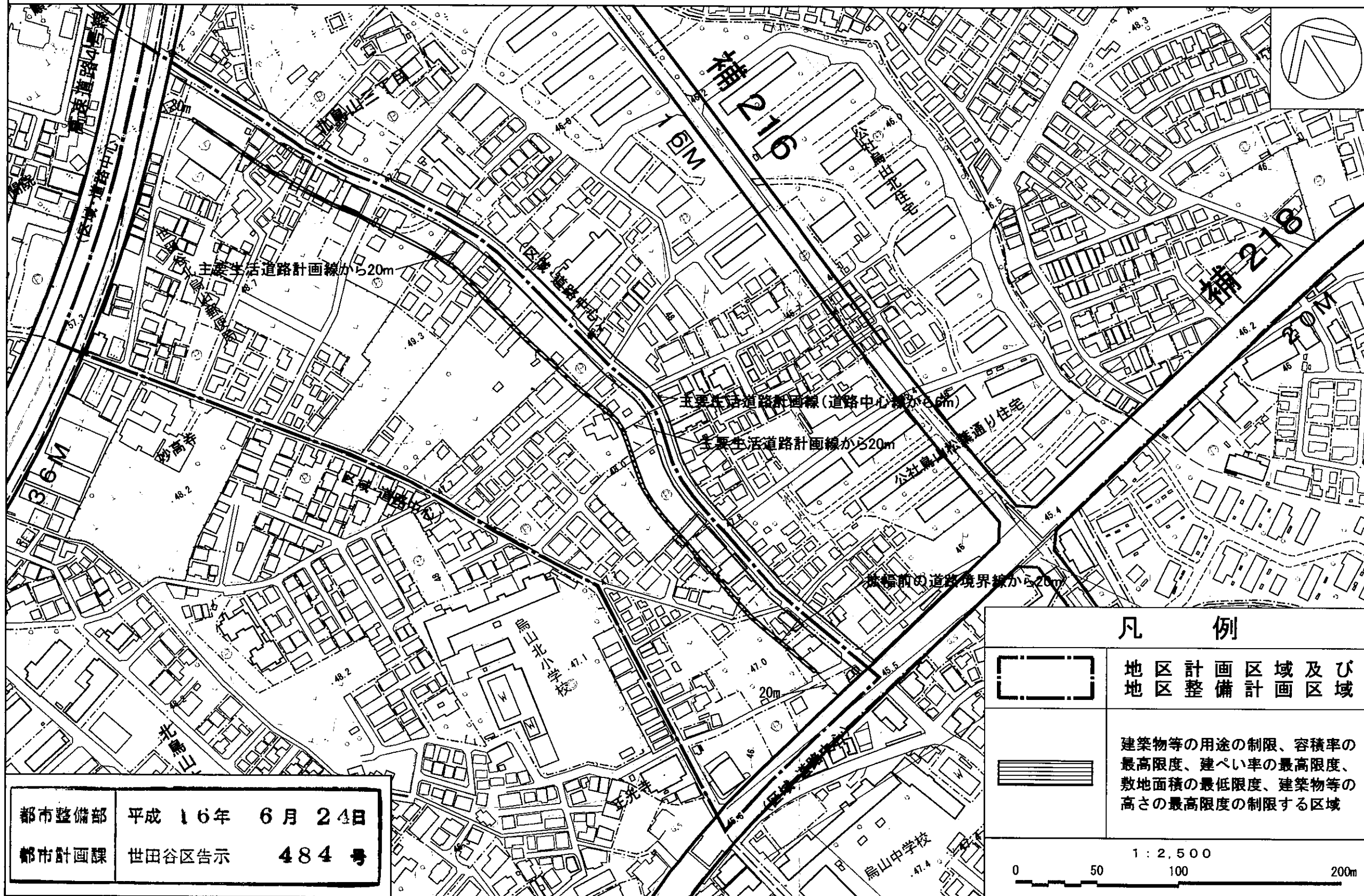


凡 例				
	地区計画区域及び地区整備計画区域			
	道 路			
	公 園			
	名 称	幅員	延長	備 考
地 区 施 設	主要生活道路	6 m	約590m	拡幅(全幅約10m)
	区画道路1号	6 m	約156m	新設
	区画道路2号	6 m	約152m	新設
	区画道路3号	6 m	約134m	新設
	歩行者優先道路1号	4 m	約179m	拡幅
	歩行者優先道路2号	4 m	約 74m	拡幅
	歩行者優先道路3号	4 m	約124m	拡幅
	歩行者優先道路4号	4 m	約100m	既存
	歩行者優先道路5号	4 m	約117m	拡幅
	歩行者優先道路6号	4 m	約115m	拡幅
公 園		約1000㎡		新設
		1号壁面の位置 (道路中心線から 6 m)		
		2号壁面の位置 (道路中心線から 3 m)		
		3号壁面の位置 (道路境界線から 2 m)		
1 : 2,500				
0 50 100 200m				

都市整備部 平成 16年 6月 24日
都市計画課 世田谷区告示 484号

この測量成果は、建設省国土院院長の承認を得て同院所管の測量機及び測量成果を利用して得たものである。(承認番号) 平8. 測公第238号
「この地図は、東京都縮尺1/2500の地形図(道路構図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 15 都市基第1号、平成15年4月1日」

東京都市計画地区計画
北烏山三丁目地区地区計画計画図（2）（世田谷区決定）



凡 例

	地区計画区域及び地区整備計画区域
	建築物等の用途の制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度の制限する区域

1 : 2,500

0 50 100 200m

この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量課及び測量成果を利用して得たものである。(承認番号) 平8. 測公第238号
「この地図は、東京部縮尺1/2500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 15都市基街第1号、平成15年4月1日」